



2025 年 6 月 27 日

各 位

会 社 名 株式会社ジーネクスト
代表者名 代表取締役 村田 実
(コード番号：4179 東証グロース)
問合せ先 代表取締役 村田 実
(TEL. 03-5962-5170)

当社創業者（前々代表取締役）である横治祐介氏による善管注意義務違反の疑い に関する社内調査結果に関するお知らせ

株式会社ジーネクスト（本社：東京都千代田区、代表取締役：村田 実、以下「当社」）は、2024 年 8 月 16 日付「前代表による善管注意義務違反の疑いに関する調査・検討開始のお知らせ」、同年 9 月 9 日付「前代表取締役（当時）の善管注意義務違反の疑いに関する社内調査に関するお知らせ」にてお知らせいたしました当社創業者（前々代表取締役）である横治祐介氏（以下、「横治氏」）による善管注意義務違反等が疑われる行為について、事実関係の調査を進めてまいりました。

このたび、社内調査が終了いたしましたので、結果および再発防止策について以下のとおりご報告いたします。

当社は、その内容を真摯に受け止め、役職員が一丸となり、信頼の回復に努めてまいりますので、今後ともご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 善管注意義務違反等が疑われる行為について

(1) 調査結果の概要

2024 年 8 月 16 日付「前代表による善管注意義務違反の疑いに関する調査・検討開始のお知らせ」及び同年 9 月 9 日付「前代表取締役（当時）の善管注意義務違反の疑いに関する社内調査に関するお知らせ」にてお知らせしておりますとおり、横治氏による善管注意義務違反等が疑われる行為として、(i) 横治氏が、当社代表取締役在任中の 2024 年 5 月 9 日の取締役会の数日前に、自己の保有株式の大半（公開買付規制にかからない発行済株式の約 33%）を、市場価格の 1.5 倍で同取締役会の 6 日後に譲渡する企図を横治氏が突如表明した上、同取締役会においてその譲渡先等について十分な説明をしなかった事実、(ii) 横治氏が、当社取締役会に無断で、当社と競合する可能性がありうる事業（ビジネスアポイントのプラットフォームの開発等）を営む株式会社 BigSmall（本店所在地：東京都港区赤坂二丁目 17 番 1 号、代表取締役中内奈々氏）の取締役に 2021 年 5 月 25 日より就任していた事実、(iii) 横治氏の代表取締役在任中の行為について、職務権限基準、稟議規程、関連当事者取引管理規程、情報セキュリティ管理規程等に違反すると疑われる各種の行為が確認されております。

当社は、2024 年 9 月 9 日付「前代表取締役（当時）の善管注意義務違反の疑いに関する社内調査に関するお知らせ」以降、同月 17 日付で横治氏より貸与 PC2 台が返却され、第三者機関によるデジタルフォレンジック調査を実施いたしました。上記 (i) については、判明している事実以外の新たな事実については判明しておりません。上記 (ii) (iii) については、判明している事実

加えて、当社取締役会の承認を得るなどの必要な手続きを経ることなく無断で、株式会社 BigSmall のための営業活動、協業先の支援、契約締結行為等の業務全般を、当社代表取締役名義および当社の人員を利用して行っていた事実、当社名義で営業活動や秘密保持契約を締結していた顧客候補に対して、当社ではなく、Big Small 社での本契約締結依頼や見積書発行を BigSmall 社名義で行うなどの顧客奪取行為が試みられていたことが確認されましたが、現時点では、顧客奪取の結果が発生したことまでは確認されていません。

(2) 当社の対応等

前記(1)(i)については、2024年5月9日当時の社外取締役、監査役を中心に、当社取締役会は、中長期的な企業価値の向上及び株主の皆様共同の利益の確保の観点から、同年6月14日付「当社第23期定時株主総会に係る修正動議案に対する当社取締役会の意見に関するお知らせ」および同年8月16日付「当社株主開催による臨時株主総会に係る株主提案に対する当社取締役会の反対意見に関するお知らせ」でも開示の通り、経済産業省が2023年8月31日に公表した「企業買収における行動指針」を示し、手続きの透明性・公正性・公平性を確保するために、取締役会で十分な議論を踏まえた決議を経る必要があることを確認し、横治氏に対して、譲渡の相手方やその詳細、背景、理由等について、十分な説明と必要に応じた資料の提供を求めましたが、横治氏からは具体的な説明が得られなかった為、当社取締役会は横治氏から提案のあった株式譲渡について反対の決議を行い、並びに同年5月9日付「代表取締役の異動（解職）および社長交代に関するお知らせ」で開示の通り、当社取締役会は、横治氏の代表取締役の地位を解職しました。

前記(1)(ii)(iii)については、調査結果を踏まえ、当社は、2021年7月6日付「譲渡制限付株式割当契約」及び2022年7月14日付「譲渡制限付株式割当契約」に基づき、横治氏に対し、割当てた当社の譲渡制限付株式合計6,600株について、割当契約に定める無償取得事由に該当するものと判断し、2025年3月に、当社は、上記割当株式の全部について無償取得を実行しました。なお、前記のとおり、現時点では、顧客奪取の結果が発生したことまでは確認されておらず、潜在的な損害に関する立証の難易度等も総合考慮し、横治氏に対して善管注意義務違反に基づく損害賠償請求を行うとの判断までには至っておりませんが、今後新たな事実等が判明した場合には、別途お知らせいたします。

2. 会計処理および業績への影響

本事案による当社業績への影響はございません。

3. 再発防止策等

同様の行為の再発防止を徹底するため、当社は以下の通り対応策を実施いたします。

- ① 役員の重要な兼職に関する取締役会付議基準及び年1回実施している役員アンケートといった社内確認ルールについて内容や頻度を見直すことで、より実効性を確保し、取締役会が適切に監督できるように体制を整備いたします。
- ② 法務担当である管理部メンバーを中心とした取締役会事務局を設立し、取締役会による業務執行に対する適切な監督を行うための、十分な社内サポート体制を整備いたします。
- ③ 役員に対して東京証券取引所の開催するセミナー受講を義務付ける等、ガバナンス・コンプライアンスについての理解を深め、意識の醸成を図ってまいります。

以 上